

居宅介護支援 重要事項説明書

(2024年8月1日現在)

1 株式会社ヘルシーサービス鎌ヶ谷営業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社ヘルシーサービス鎌ヶ谷営業所
所在地	千葉県鎌ヶ谷市北中沢 2-23-19
介護保険 指定番号	・ 居宅介護支援 (1272900224号)
サービスを提供する地域*	鎌ヶ谷市

* 上記地域以外の方も希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者兼介護 支援専門員	主任介護 支援専門員	1名(0)	0名(0)	業務 管理	1名(0)
介護支援専門員	主任介護 支援専門員	1名(0)	0名(0)	介護 支援	1名(0)
事務職員		0名(0)	0名(0)		0名(0)

※ () 内は男性再掲

(3) 営業時間 (24時間電話対応)

全日	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分
----	---------------------------

※ 緊急連絡電話 : 047-498-6198

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 申し込み。
- ② 状態の把握：御利用者や家族に面接し抱えている問題点や解決すべき課題を分析
- ③ 計画の原案の作成：サービス事業者に関する情報提供がされ利用者が事業者を選びます。
- ④ サービス担当者との連絡・調整：介護支援専門員を中心に、サービスの担当者や利用者本人・家族も参加し意見交換等を行います。
- ⑤ 介護サービス計画の作成：介護サービス目標と達成時期・サービスの種類・内容・利用料など・介護サービス計画は利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作られます。
- ⑥ 利用者の同意：計画の内容を説明し計画が利用者の希望に合っているか確認します。
- ⑦ 各利用者の負担割合に応じた額でサービスが利用できます。
- ⑧ サービス開始。

3 利用料金

(1) 種類

① 利用料

居宅介護支援利用料は別紙の通りとなっておりますのでご参照下さい。介護保険法令に定められた加算、減算項目につきましても別紙の通り各利用者の負担割合に応じた額がございます。ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦要介護度に応じて1ヵ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日鎌ヶ谷市の窓口に提出しますと、全額の払戻しを受けることができます。

② 交通費

前記の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護

支援専門員がおたずねするための自動車を使用した場合の交通費として、実施地域を越えた地点より片道、1kmに対し30円とし、使用した距離数分頂きます。

③ 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階中で解約した場合	要介護 1,2 1,076円 要介護 3,4,5 1,398円
宮城県康保険団体連合会への給付管理表の提出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません。

その他

- ・ 要介護認定の申請代行について
契約書第9条2項の要介護認定の申請代行の利用料金は（無料）です。
- ・ 記録の複写費について
契約書第10条第3項の複写物の請求に関しての料金は、1枚 10円 です。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、翌月6日までに支払ってください。
お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。
お支払い方法は、原則、口座自動引き落としとなります。

4 サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下されればいつでも解約できます。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再契約することが出来ません。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合も含む）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・事業所の介護支援専門員は、要介護者等が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるようにするため、要介護者等の選択に基づき、介護保険法の規定するサービスが多様な事業者から適切に提供されるよう配慮しなければならない。
- ・指定居宅介護支援の提供にあたっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ってそのサービス等が特定の種類・事業等に偏ることのないよう公正中立に行わなければならない。
- ・事業の実施にあたって、事業所は関係市町村、関係市町村老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

私共は、御利用者の方々に出来るだけお手間を煩わせることがない様、アセスメントツールとして課題分析標準項目を網羅した方式を使用しております。

(3) サービス利用にあたり

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申出下さい
調査（課題把握）の方法	有	

(4) その他

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員への研修の実施	有	定期的な研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合	有	前記の3③参照

6 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中における緊急時や事故発生時には、事前打合せに基づき主治医又は医療機関への連絡を行うほか、ご親族及び救急機関、市町村等へ連絡し必要な措置を講じます。

また、お客様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7 医療機関等との連携

①お客様の入院や退院・退所に際しては、必要な支援が継続できるよう医療機関等との連携を図ります。

②入院時には、担当ケアマネジャーの氏名や連絡先などを医療機関にお伝えください。

8 公正中立な居宅介護支援の提供

①お客様はケアプランに位置付けるサービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることができます。

②当該サービス事業者をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

9 虐待の防止のための措置

(1)当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的

に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

② 虐待の防止のための指針を整備します。

③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

④ 苦情解決体制の整備

⑤ 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

1 0 身体拘束に関する措置

(1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

(2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守した適正な取り扱いにより行います。

1 1 ハラスメント防止に係る措置

事業所は、適切な指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等の必要な措置を講じます。

1 2 感染症の予防及びまん延の防止に係る措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 個人情報保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1 5 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状況 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	直近の実施日	
	評価機関名	
	結果の開示	<input type="checkbox"/> あり 開示方法 <input type="checkbox"/> なし
	備考（免除等）	

1 6 サービス内容に関する相談・苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・ご要望・苦情は担当者か下記相談窓口までお申し出下さい。

○事業所相談窓口

電話番号 047-498-6198

（午前 8時30分～午後 5時30分まで）

担 当 ○ ○ ○ ○

○法人相談窓口

電話番号 043-274-5995

（月～金曜日 午前 9時～午後 5時まで）

担 当 株式会社ヘルシーサービス
 総務・人事労務部 苦情相談担当

② その他

当社以外に、下記相談・苦情窓口等に伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会

担 当 介護保険課

電 話 047-254-7426

鎌ヶ谷市役所

担当 高齢者支援課
電話 047-445-1380

17 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 ヘルシーサービス:株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 高野 健治
本社所在地	千葉県美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンD棟 14階
電話番号	TEL: 043-274-5995 FAX: 043-274-5997

定款の目的に定めた事業

- 1 介護保険下における訪問介護業務・
介護予防・日常生活支援総合事業業務
- 2 介護保険下における居宅介護支援業務・
介護予防支援業務
- 3 老人介護支援センターの運営及び相談業務
- 4 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護の居
宅サービス事業・介護予防認知症対応型共同生活介
護の居宅サービス事業
- 5 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護サービ
ス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス
- 6 その他これに付随する業務

18 その他

年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利 用 者
住 所
氏 名

(代理人)
住 所
氏 名

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事 業 者

事業者名 株式会社 ヘルシーサービス

住 所 千葉県美浜区中瀬 1 - 3

幕張テクノガーデンD棟 1 4 階

代表者名 代表取締役 高野 健治

事業所名 ヘルシーサービス鎌ヶ谷営業所

説明者 職・氏名 ○○ ○○
(指定事業者番号) 1272900224
(指定保険者名) 千葉県

【別紙】

その他、介護保険法令に定める加算・減算項目は以下の通りとなります。

提供サービス	介護給付費に係る項目		該当有無	
居宅介護支援	申請不要項目	入院時情報連携加算	⇒加算Ⅰ 250単位/月	有
		退院・退所加算	⇒加算(Ⅰ)イ 450単位	有
		通院時情報連携加算	⇒50単位/1月に1回	有
		運営基準減算	⇒50/100単位	無
		※運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合は算定しない		
		緊急時等居宅カンファレンス加算	⇒200単位加算/回(2回/月まで)	無
	初回加算	⇒300単位加算/月	有	
	事前申請項目	特別地域加算	⇒所定単位数に15%を加算	無
		特定事業所医療介護連携加算	⇒125単位加算/月	無
		特定事業所加算	⇒加算(Ⅲ)…323単位	無
		ターミナルケアマネジメント加算	⇒400単位加算/月	無
		特定事業所集中減算	⇒200単位減算/月	無
		ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制		無
		高齢者虐待防止措置未実施の有無	⇒所定単位数の1.0%減算	無
業務継続計画策定の有無		⇒所定単位数の1.0%減算	無	

居宅介護支援費 (1月につき)	居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2	1,086	単位
		要介護3・4・5	1,411	単位
	居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2	544	単位
		要介護3・4・5	704	単位
	居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2	326	単位
		要介護3・4・5	422	単位

所定単位数には、地域加算を含みます。

【補足説明】

○申請不要項目とは

サービスを行った実績により、該当する項目がある場合、介護報酬として加・減算請求される項目です。

表示は全て「該当無」で記載されておりますが、ご利用状況によって該当有が発生する場合がございます。

○事前申請項目とは

サービス開始前に管轄保険者(県、市町村)に申請し、サービス単位に加・減算される項目です。

〒261-8501
 千葉市美浜区中瀬1-3
 幕張テクノガーデンD棟14階
 株式会社 ヘルシーサービス